

令和7年度メディアを活用した熊野古道伊勢路プロモーション業務委託仕様書

1 委託の目的

熊野古道は令和6年に世界遺産登録20周年を迎えるなど様々なメディアにも取り上げられることで一定の注目を集め、熊野古道を歩く旅行者も前年比で大幅に増加したものの、令和7年度は周年の記念効果がなくなることから、メディア露出の減少とともに歩き旅の旅行者の減少も想定される。

同じ熊野古道であっても三重県東紀州地域を通る「伊勢路」は和歌山県を通る「中辺路」などのルートと比べると全国的には注目度が高いと言えない。

そこで本事業では、熊野古道伊勢路の知名度向上・イメージアップを図り歩き旅客の増加に繋げるとともに、地域住民に改めて熊野古道伊勢路の価値に気づいてもらい地域の宝として熊野古道伊勢路を守っていこうという気運を醸成していくことを目的に各種メディアを活用したプロモーションを開発する。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

3 委託金額の上限等

5,990,000円（税込）

4 業務内容

（1）取材誘致（パブリシティ活動）

首都圏など大都市圏のメディア（テレビ番組や雑誌、ウェブ、インフルエンサーなど）に、熊野古道伊勢路や東紀州地域の魅力に関する情報を提供し番組化、記事化に向けた取組を実施する。

特に、熊野古道伊勢路の価値を次世代に繋げ守っていくことを目的に若年層に訴求力のあるメディアに対して重点的に働きかけるものとする。

① 番組及び記事の獲得に向けた企画提案（随時）

東紀州地域振興公社が提供する熊野古道伊勢路や東紀州地域に関する情報をもとに、メディアの求めるニーズやトレンド等を踏まえたアプローチシートを作成すること。

② メディアへのアプローチ（随時）

①で作成したアプローチシートをもとにテレビ局・番組制作会社・出版社・WEBサイト運営者、インフルエンサーなどに対して個別に取材誘致を行い、露出を獲得すること。

（2）メディアの情報収集

取材誘致活動を通して、メディアでの熊野古道伊勢路や東紀州地域の評判、メディアが興味を持っている情報、当地域が取材されそうな番組やコーナーなどの情報を収集し随時報告を行う。

（3）現地取材時の必要経費の支払い

現地取材において、メディアの交通費、宿泊費、タイアップ経費等の負担が必要な場合は、委託料のなかから支払いを行うことを基本とするが、委託料で対応することが難しい場合は対応の可否について東紀州地域振興公社と協議するものとする。

（4）情報発信アドバイス

東紀州地域の魅力に関する情報発信手法等についての相談、質問等へのアドバイスを行うこと。なお、アドバイスを受けて当公社が事業を実施する場合の費用については本事業の委託費には含まないものとする。

（5）一般社団法人東紀州地域振興公社（以下、「公社」という。）との調整

受託者は、業務の遂行にあたり、都度オンラインなどにより公社と企画調整・協議を行うこととする。

5 独自提案

上記4をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる方策があれば、契約上限額の範囲内で提案すること。

6 業務完了後の提出書類

（1）成果品（様式は任意とする）

業務実績報告書（書面） 3部
上記提出物の電子データ 一式

（2）成果品の提出期限

令和8年3月25日（水）17時まで

（3）成果品の提出場所

一般社団法人東紀州地域振興公社
(三重県熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎2階)

7 本業務における留意事項

（1）組織体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

（2）業務の再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託したまは請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（3）業務の一般原則

- ① 関係する事業者等に対しては、懇切で誠意ある態度で接すること。また、その意思や主体性については、最大限に尊重すること。
- ② 業務の実施にあたっては、全関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報等の取扱については、十分注意すること。
- ③ 公正かつ中立的な姿勢を保つこと。

（4）業務の運営

受託者は、令和8年3月25日（水）までに業務完了報告書を事務局に提出し、完了検査を受けること。また、履行期間内においても、事務局の指示により、隨時実施状況を報告すること。

8 業務において発生する権利等

本業務において、発生する権利、情報等の一切の権利は、公社に帰属するものとする。

9 その他

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、公社と受託者の双方で誠意をもって協議のうえ解決するものとする。